

令和6年度

新婚生活を応援します！

(小坂町結婚新生活支援事業)



これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

事業概要



どのような世帯が対象なの？

次の①～③をいずれも満たし、かつ④または⑤のいずれかに該当する世帯が対象となります。

- ① 令和6年3月1日から令和7年3月31日までに入籍した世帯
- ② ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ③ 申請時夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住居の住所となっていること
- ④ 夫婦の合計所得が500万円未満
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除
- ⑤ 夫婦の合計所得が500万円以上で主たる生計者の所得が622万円未満

どのような費用が対象なの？



新居の住宅費

- ① 新居の購入費
- ② 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
- ③ 新居のリフォーム費用

新居への引越費用

- ④ 引越し業者や運送業者に支払った引越費用



いくら補助を受けられるの？

夫婦ともに、**29歳以下の世帯**は、上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、1世帯あたり**上限60万円**、それ以外の世帯は**上限30万円**です。

本事業をご利用された方の声

令和3年度結婚新生活支援事業実施自治体において、結婚新生活支援事業の申請のあった世帯を対象としたアンケートの結果（令和4年9月公表）から、

- ① 結婚に伴う経済的不安として「住居費」が最も多い回答数です。
- ② この事業を利用された方の多くは、経済的不安の軽減に役立ったと回答しています。

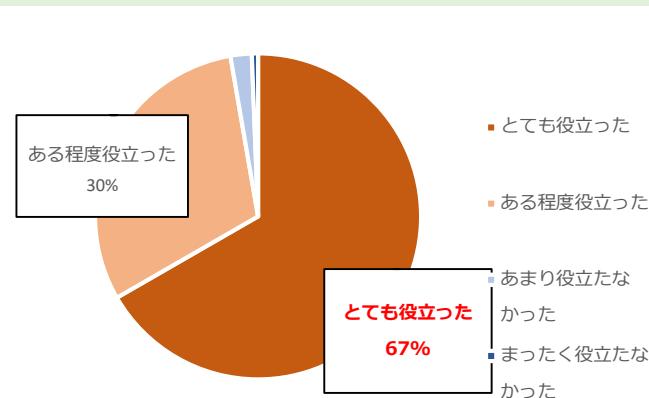


結婚新生活支援事業に係るアンケート調査結果（令和4年9月）

① 結婚に伴う経済的不安は何を思い浮かべるか



② 経済的不安の軽減に役立ったと思うか



【自由記載欄より】

夫が働き始めたばかりで収入面で不安がありました。この支援事業のおかげで安心して結婚に踏み切れました。



コロナ禍で不安の中、この事業の支援によって無事結婚できました。

申請方法について

- 事業の詳細や必要な手続き、書類については、下記の担当課へお問い合わせください。
- 制度の概要については、小坂町ホームページ内「結婚新生活支援事業」をご覧ください。

【お問合せ】 小坂町役場 総務課 企画財政班
E-Mail:kikaku@town.kosaka.akita.jp
TEL 0186-29-3907 / FAX 0186-29-5481

